

平成25年度 山梨県農村環境保全向上対策検討委員会会議録

平成25年9月11日

1 日時 平成25年9月11日（水） 午後2時～4時

2 場所 山梨県JA会館6階第1小会議室

3 出席者（敬称略）

（委員） 今村委員 島袋委員 深澤委員 渡辺委員 藤田委員

保坂委員 田草川委員 仲澤委員

（事務局） 農政部 橘田次長 小幡農村振興課長

農村振興課：保延課長補佐 熊王副主幹 小宮山専門員

乙黒主任、森嶋主任

山梨県農地・水・環境保全協議会：河野主任

4 傍聴者の数 0人

5 会議次第

（1）開会

（2）あいさつ（農政部 橘田次長）

（3）議事

（4）閉会

6 会議に付した事案の案件【公開】

（1）中山間地域等直接支払の取り組みについて

（2）農地・水保管理支払交付金の取り組みについて

（3）その他

7 議事の概要

（座長） それでは、議題に入りたいと思います。

まず事務局から説明いただき、その後、委員の皆様方のご意見を賜りたいと思います。

それでは、（1）の「中山間地域等直接支払の取り組みについて」を事務局より説明願います。

（事務局より説明） 資料1による

（座長） どうもありがとうございました。

ご意見・ご質問があるでしょうか。

（委員） 集落マスタープランの内容について記載があるが、この事業が開始してから、各地域のマスタープランの内容は変化しているのか。各地域でも世代交代や担い手の推移があるだろうから、過去からどのように変わってきているかまとめられている資料があれば非常に興味深いので提供頂きたい。

(事務局) 推移をまとめた資料は現時点ではないが次回の会議で資料を提供できるようにしたい。

(委員) 集落の活動について事例集のようなものを作成し市、県広報やマスコミなどを通じて公表できれば実際に活動されている地域の方の励みになるのではないかと。集落の取組みと現在作成が進んでいる人・農地プランとは連携が図られているのか。将来の担い手のあり方について中央農業総合研究センターの研究成果と県の担い手対策と調整がはかられているか。

(事務局) 事例収集と発信の手法については検討させて頂きたい。また、発信の手法についてはマスコミの皆さんを交えた中で検討させて頂きたい。人・農地プランは昨年度から始まったものであり、現在も地域での話し合いなどが進められているところであるが、地域の話し合いの中で中山間直払や農地・水に取組む地域の意見が反映されて然るべきであると認識している。中央農業総合研究センターの研究成果については、今後の担い手対策の参考とさせて頂きたい。

(委員) 取組みを行っていない市町村があるがこのような市町村に対してどのようにして事業を推進しているのか。また推進できない理由は。

(事務局) 中山間直接支払の対象農地は傾斜地に限定されているため、傾斜地に農地がまとまっていないところでは、取り組めないことがある。また、農地・水は全ての農地が対象となるため、そのような地区でも平地を含めて農地水の取組みが可能のため、中山間直払いに取組んでいない地域でも農地・水に取り組んでいることはある。この二つの制度の取組み面積は全体とし増加している。

(委員) 新規就農者対策が行われているが、中山間直払制度に取り組んでいる地区でも新規の担い手による就農は進んでいるのか。また担い手に農地を集めるためにどのような取組みが行われているか。中山間の問題については切実な問題としてとらえているが、TPP 協定が締結された場合、今まで地域で取り組んできている農業が立ち行かなく無くなるのではないかと。県としては何らかの対策を考えているのか。高齢化が急速に進んでいるが後継者となる担い手がいないのは切実な問題と考えている。

(事務局) 県内のほぼ全域が中山間直払の対象となるので、その観点からは中山間でも新規就農があるといえる。農地集積のための施策として、各市町村に農地利用集積円滑化団体や、農地集積推進員を設置し農地の情報が集まる体制を整えている。また担い手育成のためにはアグリマスター制度などを実施している。山梨県はTPPに関しては中立の立場である。また米ではなく、果樹の産地であるため他県に比べてTPPの影響は少ないと考えている。しかし、国の政策としても、農業の競争力を強化するため担い手への農地集積を進めていることから県としても儲かる農業の実現のため各種施策を進めていく。

- (委員) 北海道ではT P Pの問題については、県を挙げて取り組んでいる。
日本で、農地を集積して農業の経営の効率化を図るといっても、狭小な農地が多いことから、海外と比べると限界があると思う。現在の政権は農家重視の施策を展開してきた実績があるので、今後どのような施策が実施されていくのか注視したい。
- (座長) それでは、2番目の議題に移らせていただきます。
(2)の「農地・水保全管理支払交付金の取り組みについて」を事務局より説明願います。
- (事務局より説明) 資料2による。
- (座長) どうもありがとうございました。
ご意見、ご質問があるでしょうか。
- (委員) 交付金が過去7年間交付されているが過去の交付金の推移について資料があれば頂きたい。
耕作放棄地を解消する事業がいくつかあるが、解消した農地はどのような農業者が活用するのか。
- (事務局) 交付金の実績については取りまとめ送付させていただく。
県が、耕作放棄地を解消する事業を実施するときは、耕作放棄地を解消したとしても利用者がいないとまた耕作放棄地となってしまうため、活用したいという農業者があらかじめ決まっている場合に実施する。これらの農地を利用するのは、企業や一般農業者等であるが、今回取り上げた七覚地区については、むらづくり協議会が活用する。
- (委員) 耕作放棄地解消の各種事業があるとのことであるが、それらの事業と農地・水の制度と中山間直払の位置付けはどうなっているのか。
- (事務局) 農地・水の制度と中山間直払は耕作放棄地の発生防止や保全管理を目的としているため、資料の写真にあるような重機を使った大掛かりの耕作放棄地の解消はできない。別の耕作放棄地の解消の事業を活用し解消した農地を管理保全していくのが農地・水や中山間直払の目的。
- (委員) 耕作放棄地を解消して担い手に農地を集積するため又は鳥獣害対策の基盤整備の事業はどのようなものがあるか。また、そのような事業は、地区ごとに優先順を付けて実施されるものか。
- (事務局) 市町村からの要望に基づき、県または国の土地改良事業を活用して基盤整備を行う。箇所ごとの優先順位は県の基準に基づき決定する。

(委員) 中山間直接支払の制度を地域で取組む場合は活動の中心となる人が必要だと思うが、どのような方が地域の中心人物となるのか。
農家の高齢化が急速に進んでいるが後継者となる担い手が現実には見つからず、このままでは耕作放棄地の増加は避けられない。

(事務局) 自治会の役員さんや意欲のある農業者の方です。
後継者となる担い手については農業の問題だけにとどまらず社会構造や家庭の問題も包括した問題である。明確方向性を示すことはできないが、農政部としては、新規就農者などの担い手対策など側面からその問題に対応していきたい。

(委員) 山梨県でも鳥獣害の被害は発生しているのか。

(事務局) 山梨県でも、猿、鹿、猪などの鳥獣が発生している。その対策として県は鳥獣害の防止柵の設置や適正な個体数の管理、生態調査などの対策を講じているが、対策を講じた場合それ以外の地域の鳥獣害を発生させてしまうような問題も生じている。

(委員) 七覚地区で県の森林環境税や国の補助金を活用して里山の手入れをおこなっているとのことであるが、森林環境税と国の補助事業の内容を教えてください。

(事務局) 森林環境税や、国の補助事業については詳しい資料がないため、後日提供します。

(座長) 最後に(3)その他として何かございますか。
それでは、これで本日用意した議事がすべて終了いたしました。以上で議事を閉じたいと思います。 議事進行に御協力いただきありがとうございました。